

虐待防止・権利擁護

勉強会

令和6年2月29日

基本的人権と権利擁護

「人権」と「権利」

人権とは

人間が人間として当然に持っている権利

権利とは

ある物事を自分の意志によって自由におこなったり、他人に要求したりすることの出来る資格・能力

つまり…

人権とは、人間が人間として当然に持っている「自分の意志によって自由におこなったり、他人に要求したりすることの出来る資格」

社会的規範としての「法」と「倫理」

法も倫理も社会規範

⇒社会規範としての機能が違う

法には強制力が伴う

⇒すべての倫理的に不適切な行為に法的な介入がされるわけではない。

法は倫理の最低限



基本的人権と権利擁護

「どこに住むか」

「どのような仕事をするか」

「どのように暮らすか」



当たり前に関自分で決め
実現してきた



基本的人権と権利擁護

障がい等の理由

- ・自分の生活と人生を決めることができない。
- ・自らの持つ権利を声をあげて主張する方法を持たない
- ・障がいゆえに権利を行使できない

「声なき声を受け止める」

「権利」として捉える

⇒権利を擁護（アドボケートしていく）